

## 大垣市プロポーザル実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大垣市契約規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が発注する建設工事（建設工事に付随する調査、計画及び設計を含む。以下「工事」という。）及び委託業務（以下「業務」という。）に関し、受託候補者を特定しようとするプロポーザル方式の実施について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 工事又は業務（以下「工事等」という。）の実施について、一定の条件を満たす提案者から実施方法、実施体制等の提案を受け、当該提案の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認められた者から提案を受ける方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。

### (対象工事等)

第3条 プロポーザル方式の対象となる工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条第1項の規定による方式によることができる工事とする。

2 プロポーザル方式の対象となる業務は、次の各号のいずれかに該当する業務とする。

- (1) 高度な創造性、技術力又は専門的な技術若しくは経験を必要とする業務
- (2) 市において発注仕様を定めることが困難であるなど標準的な業務の実施方法が定められていない業務

### (実施方式)

第4条 プロポーザル方式の実施は、公募型プロポーザル方式によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指名型プロポーザル方式によることができる。

- (1) 工事等の性質又は目的が公募型プロポーザル方式に適さないとき。

(2) 公募型プロポーザル方式によることが不利と認められるとき。

(プロポーザル方式実施の審議)

第 5 条 市長は、プロポーザル方式を実施しようとするときは、大垣市業者指名審査委員会設置要綱（平成 10 年告示第 33 号）に規定する大垣市業者指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）に、当該工事等がプロポーザル方式の対象工事等及び実施方式に適合するか否かを審議させるものとする。

2 指名委員会は、前項の規定により、当該工事等がプロポーザル方式の対象工事等及び実施方式に適合するものと認めたときは、直ちに次に掲げる事項を審議し、決定するものとする。

(1) 第 15 条第 1 項に規定する評価委員の選定

(2) 実施要領

(3) 評価基準、採点が同点の場合の取扱いその他受託候補者の特定に必要な事項

(4) 公募型プロポーザル方式にあつては公募条件の設定、指名型プロポーザル方式にあつては提案者の選定

(5) その他指名委員会が必要と認める事項

(提案資格)

第 6 条 プロポーザル方式に提案しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 大垣市業者選定要綱（平成 10 年告示第 144 号）第 9 条に規定する有資格業者名簿に登載され、かつ、当該工事等に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成 11 年 4 月 1 日制定）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(5) 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 1 月 4 日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を満たしている者であること。

(実施の公表)

第 7 条 市長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該プロポーザル方式の実施ごとに、次に掲げる事項をホームページその他の公表手段により公表するものとする。

- (1) 工事等の名称
- (2) 工事等の概要
- (3) 工事内容又は業務の仕様等
- (4) 工事の工期又は履行期限
- (5) 提案資格に関する事項
- (6) 提案手続に関する事項
- (7) 請負金額又は委託金額の上限
- (8) その他市長が必要と認める事項

(参加表明手続)

第 8 条 公募型プロポーザル方式に提案を希望する者は、前条の公表において指定する日までに、プロポーザル提案意向申請書（第 1 号様式。以下「提案意向申請書」という。）その他発注する工事等ごとに必要となる書類を市長に提出しなければならない。

(提案資格の確認)

第 9 条 市長は、前条の規定に基づき提案意向申請書を提出した者（以下「提案意向申出者」という。）について、第 6 条に規定する提案資格を満たすものであるか確認するものとする。

(提案資格確認の通知及び提案書の提出要請等)

第 10 条 市長は、提案意向申出者に対し、提案資格の確認の結果を、第 7 条の公表において指定する日までにプロポーザル提案資格確認結果通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

2 市長は、提案資格を満たすことが確認できた者に前項の結果を通知するときは、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（第 3 号様式。以下「要請書」という。）により、提案書（第 4 号様式）の提出を要請するものとする。

3 市長は、提案資格を満たすことが確認できなかった者に第 1 項の結果を通知するときは、同項の通知に提案資格が認められなかった理由を記載するものとする。

4 第 1 項の結果の通知により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた提案意向申出者は、市長に対し、書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(指名業者の選定)

第 11 条 市長は、指名型プロポーザル方式を実施するときは、当該工事等に係る提案資格を有すると認めた者の中から、指名業者を選定するものとする。

2 前項の場合において、市長は、指名業者を 3 者以上選定しなければならない。

(指名の通知及び提案書の提出要請等)

第 12 条 市長は、前条の規定により指名業者を選定したときは、速やかに当該指名業者に対し、次に掲げる事項を、プロポーザル提案指名通知書(第 5 号様式)により通知するものとする。

- (1) 工事等の名称
- (2) 工事等の概要
- (3) 工事内容又は業務の仕様等
- (4) 工事の工期又は業務の履行期限
- (5) 提案手続に関する事項
- (6) 請負金額又は委託金額の上限
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の通知をするときは、併せて要請書により、提案意思確認書(第 6 号様式)及び提案の意思があるときは提案書の提出を要請するものとする。

3 指名業者は、要請書において指定する日までに、提案意思確認書を市長に提出しなければならない。

(説明会)

第 13 条 提出要請に係る説明会は、開催しない。ただし、工事等の性質上、業者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われぬおそれがある場合であって、業者が一堂に会さない形で個々の業者に説明を行うときを除く。

(評価委員会の設置)

第 14 条 市長は、プロポーザル方式を実施する工事等について、提案の評価を厳正かつ公平に行うため、評価委員会を設置する。

2 評価委員会は、第 5 条第 2 項の規定に基づき指名委員会が適当と認めた評価基準、方法等により、提案を評価するものとする。

3 評価委員会は、提案者が最低限満たすべき基準の点数を最低評価基準点としてあらかじめ定め、提案者の数が 1 者である場合においても、評価を行うものとする。

(評価委員会の組織)

第 15 条 評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、次に掲げる者の中から指名委員会が選定する 5 人以上の委員により組織する。

(1) 部長及びこれに準ずる者並びに課長及びこれに準ずる者（主幹を除く。）

(2) 当該工事等に関し優れた識見を有する者

2 評価委員会に委員長（以下「評価委員長」という。）を置く。

（評価委員会の会議）

第 16 条 評価委員会は、評価委員のすべてが出席しなければ開くことができない。ただし、指名委員会において認めたときは、この限りでない。

2 評価委員会の会議は、非公開とする。

（評価委員会の審査方法）

第 17 条 評価委員会は、提案書及びヒアリングに基づく各提案者の優劣について、審議しないように努めなければならない。

2 評価委員は、提案書及びヒアリングの内容により、独立して提案の優劣を判定しなければならない。

3 評価委員会は、評価委員の採点を集計し、各提案の合計点を算出するものとし、評価委員はその採点が合計点に適正に反映されていることを確認しなければならない。

4 評価委員会は、合計点を算出し、各提案の順位を決定するときは、各評価委員の判定に基づく採点以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。

5 評価委員会は、提案者の採点が最低評価基準点に達しない場合は、当該提案者を失格とするものとする。

6 評価委員会は、前各項の規定により提案の順位を決定したときは、指名委員会に対し、提案者の名称、順位、採点の集計結果、評価委員会の記録その他指名委員会が必要とする事項を、評価結果として報告しなければならない。

（守秘義務）

第 18 条 評価委員は、評価委員会の会議において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市又は評価委員会が公表した情報については、この限りでない。

2 前項の規定は、評価委員会の会議に出席した評価委員以外の者についても同様とする。

（評価委員会の庶務）

第 19 条 評価委員会の庶務は、発注する工事等を担当する所属において行

う。

(指名委員会による審査)

第 20 条 指名委員会は、第 17 条第 6 項の評価結果の報告があったときは、次の事項について審査するものとする。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) その他指名委員会が必要と認める事項

2 指名委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認したときは、評価委員会が 1 位として決定した者を受託候補者として特定するものとする。ただし、評価委員会が 1 位として決定した者の提案内容においても、工事等の内容に適合した履行を確保できない恐れがあると指名委員会が認めた場合は、この限りでない。

3 指名委員会は、第 1 項の規定に基づく審査により、評価の過程、集計結果等に疑義があると認めたときは、評価委員会に対し是正のために必要な措置を求め、又は新たに評価委員会を設置し、改めて提案を評価させることができる。

(受託候補者の特定)

第 21 条 市長は、前条第 2 項の規定により受託候補者として特定した者(以下「特定者」という。)及び特定しなかった者(以下「非特定者」という。)に特定又は特定しなかった旨及び評価結果の順位並びに最低評価基準点への到達状況を結果通知書(第 7 号様式)により通知するものとする。

2 非特定者は、市長に対し、書面により、特定されなかった理由についての説明を求めることができるものとする。

3 各所属長は、特定者との当該業務に係る契約の締結を契約管財課に依頼することができる。

(提案資格の喪失等)

第 22 条 第 9 条の規定により提案資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事等に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書があるときは、これを無効とする。第 11 条第 1 項の規定により選定された指名業者についても同様とする。

- (1) 第 6 条に規定する提案資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、市長は、当該提案者に対し、提案を行うことがで

きない旨を理由を付して通知しなければならない。

(特定結果の公表)

第 23 条 市長は、プロポーザル方式の実施結果について、ホームページその他の公表手段により公表するものとする。

(工事に係る契約方式)

第 24 条 工事に係る契約方式等については、国土交通省が定める国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドラインに準拠するものとする。

(その他)

第 25 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大垣市プロポーザル実施要綱の規定は、施行日以後に実施したプロポーザル方式について適用し、施行日前に実施したプロポーザル方式については、なお従前の例による。

(廃止)

3 大垣市公募型プロポーザル方式（建設工事等）実施要綱（令和 2 年 9 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

大垣市長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

プロポーザル提案意向申請書

年 月 日付けで実施の公表がありました、次のプロポーザルに参加を希望するため、必要書類を添えて申請します。

なお、提案資格を有すること及びすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

件名：

連絡担当者

所属	
氏名	
電話番号	
電子メール	



第3号様式（第10条、第12条関係）

年 月 日

（ 商号又は名称 ）

（ 代表者職氏名 ） 様

大垣市長

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに次の提出書類を提出していただきたく通知します。

件名：

（ヒアリングの日時及び場所）

1 日時 年 月 日

2 場所

（提出書類）

1 提出意思確認書 提出期限 月 日

ただし公募型プロポーザル方式の場合は不要

2 提案書 提出期限 月 日

3 質問書（任意様式） 提出期限 月 日

第4号様式（第10条、第12条関係）

年 月 日

大垣市長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

提案書

次の件について、提案書を提出します。

件名：

連絡担当者

所属	
氏名	
電話番号	
電子メール	

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

（ 商号又は名称 ）

（ 代表者職氏名 ） 様

大垣市長

プロポーザル提案指名通知書

次のとおり、プロポーザル方式による提案の指名業者として指名しましたので、提案してください。

- 1 工事等の名称
- 2 工事等の概要
- 3 工事内容又は業務の仕様等
- 4 工事の工期又は業務の履行期限
- 5 提案手続に関する事項
- 6 請負金額又は委託金額の上限
- 7 その他市長が必要と認める事項

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

大垣市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

提案意思確認書

次の件について、提案書を

期限までに提出します。

提出しません。

件名：

連絡担当者

所属	
氏名	
電話番号	
電子メール	

第7号様式（第21条関係）

年 月 日

（ 商号又は名称 ）

（ 代表者職氏名 ） 様

大垣市長

結果通知書

貴社から提案のあった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

件 名：

審査結果： 受託候補者として（特定しました。／特定しませんでした。）

評価結果の順位： 第 位（全 者）

最低評価基準点： 到達／未到達

※ 受託候補者として特定されなかった場合で、特定されなかった理由の説明を希望されるときは、年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

担当部課： 課

電 話： （内線 ）